

区 域	目的又は種別
熊本都市計画区域	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為

第3条の前に次の2条を加える。  
(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)の規定に基づき、開発行為の規模等の特例を定めるものとする。

(区域区分が定められていない区域における開発行為に係る規模の特例)

第2条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項第1号の区域区分が定められていない都市計画区域の開発行為の規模は、政令第19条第1項ただし書の規定により、荒尾都市計画区域に限り、1,000平方メートルとする。

附 則

- この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定によりされている荒尾都市計画区域における開発行為に係る許可の申請は、改正後の熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例第2条の区域区分が定められていない区域における開発行為に係る許可の申請とみなす。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第50号**

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和34年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「467円」を「450円」に改める。

第9条の2第2項中「106,100円」を「104,970円」に、「57,580円」を「56,950円」に、「53,050円」を「52,490円」に、「28,790円」を「28,480円」に改める。

別表第1中	5,940円	7,770円	9,963円	11,303円	12,645円	13,693円	を	5,898円
	4,435円	5,360円	6,413円	7,420円	8,633円	9,720円		4,415円
7,690円	9,853円	11,168円	12,495円	13,530円	に改める。			
5,313円	6,343円	7,338円	8,538円	9,613円				

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
改正後の第4条第3項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間については、なお従前の例による。
- 改正後の第9条の2第2項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第51号**

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例(昭和29年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同号に次のように加える。

- オ 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- カ 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)
- キ 国際捜査共助に関すること。

第3条第5号イからキまでを次のように改める。

- イ 警衛に関すること。
- ウ 警護に関すること。